



題字 中渕正堯学長



創立25周年記念シンポジウムの実施（関連記事 11頁掲載）

目次

人事院勧告について	2	・サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業（SPP事業）「教員研修 - 身近な地形地質の教材化（その2） - 」の実施
規則改正等	9	・平成15年度新産業技術等指導者養成講習の実施
・兵庫教育大学地域交流推進センター規則の一部を改正する規則		・平成15年度附属学校における初任者研修等に係る宿泊研修の実施
学事	10	・やしろ国際交流協会から留学生に「はっぴ」の贈呈
・平成16年度大学院学校教育研究科修士課程前期入学者選抜試験受験者状況等		・全学レクリエーション「やしろ夏のおどり」の実施
・受託研究		・第2回よっ社こいこいまつりの実施
人事	11	・平成15年度兵庫県・神戸市教育職員免許法認定講習の開催
・人事異動		主要日誌
諸報	11	14
・運営評議会		
・創立25周年記念シンポジウムの実施		
・総合学習シンポジウム2003の実施		
・平成15年度県立高等学校10年経験者研修の実施		

- 人事院勧告について -

人事院は、8月8日国会と内閣に対して、公務員給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行いました。

勧告の骨子は次のとおりです。(本学関係分のみ)

一．給与の改定

平均 4,054円(1.07%) [昨年 7,770円(2.03%)]

二．改定の内容

1．俸給表

各俸給表は別表のとおり(引下げ改定されています。)

2．扶養手当

配偶者に係る支給月額を引下げ(14,000円 13,500円)

3．住居手当

自宅に係る分を新築・購入から5年間(2,500円)に限定(月額1,000円に係る分は廃止)

4．通勤手当

a．交通機関等利用者

6箇月定期券等の価額による一括支給を基本とすることに変更

全額支給の限度額を引上げ(45,000円 55,000円)

1箇月当たりの手当限度額を引上げ(50,000円 55,000円)

実際の負担額が、全額支給の限度額を超える場合における、当該額と限度額との差額の2分の1を加算する措置(以下「2分の1加算措置」という。)の廃止

b．交通用具利用者(自動車等の利用者)

片道40km以上の使用距離区分を4段階新設

区分	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満	60km以上
支給額	20,900円	21,800円	22,700円	23,600円	24,500円

c．交通機関等と交通用具の併用者

交通機関等利用分及び交通用具利用分について、a及びbと同様の改定

1箇月当たりの手当限度額を引上げ(50,000円 55,000円)

2分の1加算措置の廃止

5．調整手当

異動前の調整手当支給地域における在勤期間が6箇月を超えることを要件化

異動保障の支給期間の短縮(3年間 2年間)

異動保障の支給割合の引下げ(2年目は現行の80/100)

6．委員、顧問、参与等の手当

指定職俸給表の改定状況を踏まえ支給限度額を引下げ(38,400円 37,900円)

7．医師の初任給調整手当

医療職(一)以外(医系教官等) 最高 50,800円 50,200円

8．期末・勤勉手当

年間支給月数 4.65月分 4.4月分

	6月期	12月期
本年度 期末手当	1.55月(支給済み)	1.45月(現行1.7月)
勤勉手当	0.7月(支給済み)	0.7月(改定なし)
16年度 期末手当	1.4月	1.6月
勤勉手当	0.7月	0.7月

【実施時期等】 給与水準引下げの改定であるため、遡及することなく、公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施する。

ただし、4及び5の改定については、平成16年4月1日から実施する。

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る官民較差相当分を解消するため、4月の給与に較差率(1.07%)を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月期の期末・勤勉手当の額に較差率を乗じて得た額の合計額を12月期の期末手当の額で調整。

行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、179,800円とする。

□ 行政職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	165,000	183,700	201,200	226,300	254,600
	2	120,600	171,800	189,600	207,200	233,200	261,900
	3	124,300	177,700	195,400	213,400	240,100	269,200
	4	128,100	183,700	201,100	220,000	247,200	277,200
	5	131,900	189,000	207,100	226,200	253,900	285,200
	6	136,000	193,900	213,300	232,900	260,700	293,500
	7	140,700	198,900	219,900	239,100	267,300	301,900
	8	145,500	204,200	225,700	244,900	273,500	310,000
	9	151,500	209,400	231,800	250,600	279,200	318,000
	10	157,500	214,500	237,600	256,400	284,600	325,500
	11	164,700	219,900	243,100	261,700	290,100	333,000
	12	171,400	224,900	248,700	266,800	295,400	340,000
	13	177,200	229,700	253,800	271,800	300,700	347,000
	14	182,700	234,500	258,900	276,700	305,600	353,100
	15	187,400	239,300	263,700	281,400	310,200	359,200
	16	191,800	243,400	268,200	286,100	314,800	365,100
	17	196,200	247,400	272,900	290,100	319,000	370,700
	18	200,000	251,200	277,500	293,600	323,300	376,000
	19	203,600	254,400	281,800	296,800	327,300	380,900
	20	206,500	256,700	285,400	299,700	331,000	385,400
	21	209,500	258,800	288,000	302,500	334,400	389,800
	22	212,300	260,700	290,300	305,100	337,500	394,000
	23	215,200	262,000	292,600	307,800	339,900	397,200
	24	217,900	263,400	294,600	310,200	342,400	
	25	220,200	265,000	296,600	312,600	344,600	
	26	222,300	266,700	298,500	314,700	347,000	
	27	224,400	268,300	300,300	316,800	349,200	
	28	226,600	270,000	302,200	318,700		
	29	228,500	271,500	304,000	320,900		
	30	230,500	273,100	305,900	323,100		
	31	232,400	274,700	307,700	325,100		
	32	234,000	276,400				
33		277,900					
再任用職員		193,300	204,800	212,100	228,500	253,800	286,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	252,700	285,600	365,900
	2	160,800	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	168,700	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	178,800	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000
再任用職員以外の職員	16	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	312,500	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	317,000	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	321,400	382,800	458,900	497,000	
	25	324,900	385,700	462,000	500,300	
	26	328,000	388,400	465,000	503,600	
	27	331,000	391,300	468,100		
	28	333,700	394,000	471,100		
	29	335,900	396,800			
30	337,900	399,400				
	31	340,000	402,200			
	32	342,000	405,000			
	33	344,000	407,900			
	34	346,000	410,700			
	35	348,000				
	36	350,100				
	37	352,200				
	38	354,400				
再任用職員		239,500	288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	—	—	270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
	16	249,700	306,100	423,300	
	17	256,200	319,500	430,000	
	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
36		442,200			
再任用職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 医療職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	205,400	228,600	265,200	306,800	342,100	405,600
	2	139,000	176,600	212,500	236,800	274,600	316,900	353,600	417,600
	3	144,500	183,000	219,700	245,200	284,000	326,900	365,300	429,600
	4	151,300	189,400	227,400	253,700	293,500	336,900	376,900	441,600
	5	157,900	196,100	235,500	262,200	303,200	346,900	388,200	453,500
	6	165,500	202,600	243,700	270,600	312,800	356,500	399,700	465,400
	7	173,100	209,200	252,100	279,200	322,600	366,000	411,400	477,200
	8	179,300	215,600	260,400	287,900	332,100	375,500	423,000	489,300
	9	185,400	222,400	268,700	296,600	341,500	385,000	434,200	501,700
	10	190,700	229,700	277,000	305,300	350,700	394,500	444,200	514,200
	11	196,100	236,600	285,200	313,800	359,800	404,000	453,700	521,800
	12	201,300	243,300	293,200	322,100	368,200	412,600	461,600	528,900
	13	206,200	249,800	301,100	329,800	376,800	420,700	467,900	535,500
	14	211,000	256,200	308,800	337,400	384,500	426,700	474,300	542,100
	15	215,400	261,700	316,100	344,600	390,600	432,400	480,900	547,400
	16	219,800	267,100	323,100	350,400	396,300	436,300	485,000	551,700
	17	223,900	272,100	329,500	355,400	400,900	440,000	489,100	
	18	228,100	277,200	335,500	360,000	405,400	443,900		
	19	231,500	281,600	339,400	363,400	409,200	447,500		
	20	234,400	286,000	343,400	366,900	412,600	451,100		
	21	237,400	289,200	346,800	370,100	416,100			
	22	239,700	291,700	349,500	372,900	419,500			
	23	241,400	294,000	352,100	375,700	422,900			
	24		295,700	354,400	378,000				
	25		297,500	356,700	380,400				
	26		299,200	358,700	382,900				
	27		301,100	360,800	385,500				
	28		302,800	362,900					
	29			365,100					
30			367,300						
再任用職員		188,400	215,500	253,400	270,700	301,000	338,800	374,300	438,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200	366,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	
	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
	25	283,900	336,800	378,600	398,900			
	26	288,000	340,700	381,900	402,200			
	27	291,500	344,000	384,900	405,100			
	28	294,600	347,000	387,700	407,500			
	29	297,100	349,700	390,500				
	30	299,200	351,800	393,200				
	31	301,000	353,800	395,500				
	32	302,900	355,700					
	33	304,800	357,600					
	34	306,700	359,700					
	35	308,600	361,800					
	36	310,500	364,000					
	37	312,300	366,300					
	38	314,400	368,500					
	39	316,300						
	40	318,400						
41	320,200							
再任用職員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100	380,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

指定職俸給表

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	573,000
2	636,000
3	704,000
4	783,000
5	843,000
6	906,000
7	991,000
8	1,069,000
9	1,146,000
10	1,227,000
11	1,301,000
12	1,328,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

— 規則改正等 —

○兵庫教育大学地域交流推進センター規則の一部を改正する規則

▶改正理由

地域交流推進センターの組織の充実を図るため、兼任教官を増員することについて、所要の改正を行うものである。

規則第2号

兵庫教育大学地域交流推進センター規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年8月27日

兵庫教育大学長 中 洸 正 堯

兵庫教育大学地域交流推進センター規則の一部を改正する規則

兵庫教育大学地域交流推進センター規則（平成

14年5月8日規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「2人」を「若干人」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日に第5条第1項の規定に基づき命じられた兼任教官の任期は、同条第3項の規定にかかわらず平成16年3月31日までとする。

- 学 事 -

平成16年度大学院学校教育研究科修士課程前期入学者選抜試験受験者状況等

平成16年度大学院入学者選抜試験を8月23日(土)及び24日(日)に実施した。

受験者数等は次のとおりである。

専攻・コース等		募集人員	応募者数	受験者数
		人	人	人
学校教育専攻	教育基礎コース	12	4(2)	4(2)
	教育経営コース	8	9(7)	9(7)
	教育方法コース	18	17(11)	17(11)
	生徒指導コース	8	16(10)	16(10)
	幼年教育コース(昼間クラス)	8	7(1)	7(1)
	幼年教育コース(夜間クラス)	若干人	11(8)	11(8)
	学校心理コース(昼間クラス)	10	19(6)	18(6)
	教育臨床心理コース(昼間クラス)	25	100(22)	97(22)
障害児教育専攻		20	28(6)	27(6)
教科・領域教育専攻	言語系コース(昼間クラス)	25	36(20)	34(20)
	言語系コース(夜間クラス)	若干人	3(3)	3(3)
	社会系コース(昼間クラス)	20	21(7)	21(7)
	社会系コース(夜間クラス)	若干人		
	自然系コース(昼間クラス)	16	16(7)	16(7)
	自然系コース(夜間クラス)	若干人		
	芸術系コース	20	14(4)	14(4)
	生活・健康系コース(昼間クラス)	16	14(3)	14(3)
	生活・健康系コース(夜間クラス)	若干人	1	1
	総合学習系コース(昼間クラス)	20	19(12)	19(12)
総合学習系コース(夜間クラス)	10	3(2)	3(2)	
合 計		236	338(131)	331(131)

(注)1. 応募者及び受験者数は、第1志望者によるものを示す。

2. ()内の数は、3年以上の教職経験を有する現職教員(同意書なしを含む)を内数で示す。

○受託研究

委託者名	研究題目	研究期間	研究担当者	研究に要する経費(千円)
NOK株式会社	計算機シミュレーションを用いたプラスチック・ゴム製品中の低分子物質の移動特性の解明	平成15年9月～平成16年3月	生活・健康系教育講座教授 福田 光完	1,000

- 人 事 -

人事異動

(学部等)

年月日	発令事項	新官職等	氏名	旧官職等
15. 9. 1	採用	学校教育学部事務補佐員 (社会系教育講座)	村上知恵	

(事務局)

年月日	発令事項	新官職等	氏名	旧官職等
15. 8. 30	15. 8. 29 限り退職		小林奈世子	総務部庶務課庶務係事務補佐員
15. 8. 31	辞職		嶋きよこ	総務部庶務課研究協力係 事務補佐員(教育・言語・社会棟)
15. 9. 1	採用	総務部庶務課企画法規係事務補佐員	遠藤 稚	
"	"	総務部庶務課研究協力係事務補佐員 (教育・言語・社会棟)	上月香奈	

- 諸 報 -

運営評議会

第6回 平成15年8月6日(水)

(議題)

- 1 兵庫教育大学中期目標・中期計画(案)について
- 2 外部評価の実施について
- 3 受託研究の受入れについて

第7回 平成15年8月27日(水)

(議題)

- 1 兵庫教育大学中期目標・中期計画(案)について
- 2 大学院学校教育研究科(修士課程)の現職教員に対する入学者選抜方法の改善について
- 3 兵庫教育大学地域交流推進センター規則の一部を改正する規則の制定について

創立25周年記念シンポジウムの実施

昭和53年10月に設置されて以来、今年で25周年を迎えたことを記念して、8月9日(土)に神戸国際会議場(神戸市)において創立25周年記念シンポジウムを開催した。

シンポジウムでは、兵庫県及び近隣府県の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員等約700人が参加し、中渕学長の挨拶に続いて河合隼雄文化庁長官による「これからの学校教育を支えるもの」と題した基調講演、「学校教育と高度専門職 - 新しい時代に対応する人材をどう育てるか - 」をテーマとしたパネルディスカッションを実施した。パネルディスカッションは、パネリストとして木谷雅人文部科学省大臣官房審議官、梶田叡一京都ノートルダム女子大学長、武田政義兵庫県教育長及び中尾豊喜大阪市立十三中学校教諭を迎え、本学からは中渕学長が参加し、加治佐教授の司会により、本学が目指すべき専門職大学院制度による学校教育の領域における高度専門職の養成について、それぞれの立場から意見が述べられ、参加者は熱心に聴き入っていた。

総合学習シンポジウム2003の実施

8月29日(金)に大学院神戸サテライトにおいて「総合的な学習で育むことができたことは何か?」をテーマとした総合学習シンポジウムが総合学習系教育講座主催により開催された。

シンポジウムでは、県内の小、中、高等学校の教諭を中心とした約150人が参加し、中洲学長の挨拶に続いて、兵庫県教育委員会片山俊行主任指導主事から趣旨説明が行われ、三木市立広野小学校教諭岡崎安秀氏、加古川市立浜の宮中学校教諭田中圭治氏による基調講演が行われた。引き続き、片山主任指導主事、岡崎教諭、田中教諭と本学から増澤教授、佐藤助教授によるパネルディスカッションが松本教授の司会により行われた後、フロアを交えた活発な討論・質疑が行われた。



平成15年度県立高等学校10年経験者研修の実施

8月25日(月)から28日(木)にわたり平成15年度県立高等学校10年経験者研修のうち生徒指導研修が実施された。

同研修は教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして、在職期間が10年に達した者に対して、個々の能力、適性等に応じて研修を実施し、教諭等としての資質の向上を図ることを目的とするもので、兵庫県教育委員会との共催で行った。

本学では、「プレゼンテーション」をはじめとする4講座を開講し、延べ272人が参加した。

サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業(SPP事業)「教員研修-身近な地形・地質の教材化(その2)-」の実施

8月26日(火)、27日(水)の2日間にわたり「身近な地形・地質の教材化」をテーマに同事業「教員研修」が姫路市立教育研究所等で実施され、姫路市教育委員会所属の小中学校理科担当教員28人が参加した。同事業は、大学、研究機関等の人材、施設、設備等を学校における科学技術・理科、数学教育に活用しようとするものである。

「身近な地形・地質の教材化(その2)」は、総合的な学習の教材として最適な現象・事物を地域ごとに具体的に取り上げて、地域独自の教材を開発し、今後の理科教育の現場でいかすことを目的に実施したもので、26日の午前中は姫路市立教育研究所で講義を行い、同日の午後と27日には姫路駅前や山崎断層等の実習現場にて自然系教育講座西村教授、同講座竹村助手の指導のもとビルの石材として用いられている岩石の鑑定や断層地形から「大地の動き」を理解することを通して、身近にあるものの教材化を図った。



平成15年度新産業技術等指導者養成講習の実施

7月28日(月)から8月1日(金)の5日間にわたり、大学院神戸サテライトにおいて平成15年度新産業技術等指導者養成講習(「乳幼児理解等に関する知識と技術」高等学校・家庭)が実施され、全国から高等学校教諭22人が参加した。

この講習は、文部科学省が企画し、教員研修センターが実施しているもので、本学はその協力校として平成12年度から担当しており、産業教育を

担当する高等学校の教員を対象に新産業技術に関する知識と技術を習得し、指導者としての資質の向上を図る目的で開催されているものである。講習は、河野公子文部科学省初中局視学官、香山雪彦福島県立医科大学教授、松村教授（生活・健康系教育講座）他による講義や神戸市教育委員会の協力による保育所実習など、多岐にわたって行われた。



平成15年度附属学校における初任者研修等に係る宿泊研修の実施

国立大学附属学校に採用された新任教員16人が参加して、7月28日（月）から8月1日（金）まで4泊5日の日程で本学を会場として宿泊研修が実施された。

この研修は、附属学校における初任者研修の中でも校外における研修の一環として、初任者に対して各種の教育的経験をさせるとともに、教員の相互交流を深めることを目的としたものである。



やしろ国際交流協会から留学生に「はっぴ」の贈呈

8月13日（水）やしろ国際交流協会から、「やしろ夏のおどり」に参加する留学生に「はっぴ」が贈呈された。

亀野会長、池見副会長から贈呈を受けた留学生は、色鮮やかに染められた「はっぴ」に、満悦の様子で早速羽織り、盆踊りや「やしろ夏のおどり」への参加を楽しみにしていた。



全学レクリエーション「やしろ夏のおどり」の実施

8月24日（日）、社町主催による第30回「やしろ夏のおどり」が社ステラパークにおいて実施された。

中冽学長、佐藤副学長、川本事務局長、松浦地域交流推進センター長をはじめとした教職員やその家族約50人の参加による「大学連」を結成して、地域交流・教職員相互の親睦を図った。

当日は、「留学生連」約15人とともに、参加者全員で記念撮影の後、揃いの浴衣姿でうちわを手に「やしろ音頭」等に合わせて踊りを繰り広げ、夏の夜のひとときを楽しんだ。



第2回よっ社こいこいまつりの実施

「第2回よっ社こいこいまつり」が8月30日(土)にやしろショッピングパークBioで開催された。

このまつりは本学学生が「社に住んでいる子どもからお年寄りまで気軽に参加でき、地域外の人々をも引き込んでしまう様な交流の場を作りたい。」という思いから、実行委員会を結成し企画・運営したもので、今回が2回目の開催になる。

当日は天候にも恵まれ、24チーム約500人の参加があり、それぞれに工夫を凝らした躍動感あふれる踊りを披露した。

まつりは、鳴子や歓声につられるように1,000人以上の観客が集まり大盛況のうちに幕を閉じた。



平成15年度兵庫県・神戸市教育職員免許法認定講習の開催

7月28日(月)から8月29日(金)にわたり、兵庫県教育委員会及び神戸市教育委員会の主催による平成15年度兵庫県・神戸市教育職員認定講習が本学会場を含む県下6会場で開催され、延べ1,433人の参加があった。本認定講習は、県内の教育職員の2種免許状所有者を対象に1種免許の取得のため認定講習を開講し、現職教員の資質向上を図ることを目的として毎年夏期に実施されているものであり、今年度は本学教官28人が講師を担当した。

- 主要日誌 -

月 日	事 項
8月1日(金)	平成15年度新産業技術等指導者養成講習(7/28~8/1) 平成15年度兵庫県・神戸市教育職員免許法認定講習(7/28~8/29) 平成15年度附属学校における初任者研修等に係る宿泊研修(~1日) 附属学校運営協議会(第30回)
8月4日(月)	国立大学法人化準備委員会「組織業務・人事制度部会」(第30回)
8月5日(火)	大学院入学試験委員会(第2回)
8月6日(水)	運営評議会(第6回) 国立大学法人化準備委員会(第14回) 図書館利用説明会(大学院神戸サテライト)
8月9日(土)	創立25周年記念シンポジウム
8月18日(月)	国立大学法人化準備委員会(第15回)
8月19日(火)	国立大学法人化準備委員会「組織業務・人事制度部会」(第31回) 教員採用試験2次対策学内模擬面接及び模擬授業
8月22日(金)	ユネスコ国際交流セミナー第4回ワークショップ
8月23日(土)	大学院入学者選抜試験(筆記試験)
8月24日(日)	大学院入学者選抜試験(口述試験) 全学レクリエーション「やしろ夏のおどり」
8月25日(月)	平成15年度県立高等学校10年経験者研修(~28日) 就職相談室運営会議
8月26日(火)	サイエンス・パートナーシップ・プログラム事業(SPP事業)「教員研修-身近な地形・地質の教材化(その2)-」(~27日)
8月27日(水)	運営評議会(第7回) 国立大学法人化準備委員会(第16回)
8月28日(木)	研究生選考委員会 学部科目等履修生選考委員会 大学院科目等履修生選考委員会 附属学校園外部評価実施委員会(第1回) 教員採用試験2次対策学内模擬面接及び模擬授業
8月29日(金)	総合学習シンポジウム
8月30日(土)	公開講座「スポーツが好きになる親子教室」

編集発行 兵庫教育大学総務部庶務課

〒673-1494 兵庫県加東郡社町下久米942-1

電話 代表(0795)44-1101

(この印刷物は、再生紙を利用しています。)